

各ワーキング・グループ等の審議状況について

1. 廃棄物・リサイクルガバナンス

(1) 検討内容

廃棄物分野における企業の社会的責任を全うし、資源の有効利用や廃棄物の適正処理を促進するべく、平成16年9月、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会において「廃棄物・リサイクルガバナンス ガイドライン」を取りまとめた。法令遵守や企業の社会的責任の観点に加え、企業経営の観点から廃棄物問題に取り組むことの重要性や、排出事業者が遵守すべき事項を企業経営者・本社・現場毎にガイドラインとして整理し、具体的に以下の3つの視点を示した。

廃棄物・リサイクルガバナンスの構築、強化のための社内体制の確立

経営者から全従業員までを含む全社的な体制によって、企業（排出事業者）が廃棄物等の適正処理・リサイクルに取り組むこと。

幅広い関係事業者を含めた体制構築

関連企業、取引先企業や廃棄物等の処理・リサイクル業者等の広範な関係者と連携して体制を構築することにより、廃棄物等の適正処理・リサイクルを実践すること。

自社の取組状況の情報発信・情報共有

自らの取組を顧客・消費者や投資家、地域社会へ情報発信し、情報を共有することで、取組の一層の推進を図ること。

(2) 進捗状況

廃棄物・リサイクルガバナンス ガイドラインの普及に向けて、以下のような取組を通じて、企業における廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進に取り組んでいるところ。

- ・ 日本経団連・日本商工会議所をはじめとする各種事業者団体への説明
- ・ パンフレットや参考事例集等の作成
- ・ 人材育成事業等による中小企業内人材の育成支援
- ・ 環境関係コンサルタント等と連携し、セミナー等を実施
- ・ 政府広報による普及・啓発

2. 国際資源循環ワーキング・グループ

(1) 検討内容

本ワーキング・グループでは、アジア各国が相互に連携し、域内における資源有効利用を促進することで資源消費量を抑制し、同時に環境汚染の拡散を防止することによって、持続可能なアジア循環型経済社会圏を構築していくことを目的として、循環資源の越境移動の現状やアジア各国における循環型経済社会の構築に向けた取組等について審議を行った。検討により明らかになった国際資源循環問題を巡る現状を踏まえ、我が国における今後の総合的な施策展開の方向性として、以下のような取りまとめを行った。

政策対話の実施

グリーン・エイド・プラン（GAP）等の政策対話の場を活用して、今後アジア各国との間で、日中リサイクル政策対話など二国間の政策対話を実施していく。

情報の共有化

各国ルールや廃棄物処理・リサイクル業者に関する情報の共有化を図ることが必要。また、循環資源の流れの実態を把握するため、統計の整備等も進める。

アジア各国における循環型経済社会構築に向けた支援

技術協力や人材育成、国際協力銀行の投資金融の積極的な活用等を検討する。

アジア域内における資源循環ネットワークの構築に向けた施策

トレーサビリティ確保の具体的手法等について検討を進めていくとともに、静脈物流システムの構築や国際機関等との連携を図る。

(2) 審議経過

平成16年6月～10月までに計5回実施し、同年10月に報告書を取りまとめた。

3. 電気・電子機器リサイクルワーキング・グループ自動車用バッテリーリサイクル検討会

(1) 検討内容

近年における自動車用バッテリーの輸入製品増大等により、現状のリサイクルシステムを将来にわたり維持していくことが困難となりつつある状況を鑑み、継続的・安定的な自動車用バッテリーの回収・リサイクルシステムを構築すべく、本検討会では関係主体が果たすべき役割や実効性を確保するための方策等について検討を行い、平成17年7月に報告書（案）の取りまとめを行った。

本報告書（案）には、実効性のあるリサイクルシステム再構築に向け、自動車用バッテリーを資源有効利用促進法の指定再資源化製品として指定し、バッテリーを製造又は輸入する者及びバッテリーを使用する製品を製造又は輸入する者をリサイクルの実施主体として規定すること、その他関係者に求められる役割等について提言を行った。

(2) 審議経過

平成17年5月～7月までに計3回実施し、同年7月に報告書（案）の取りまとめ、同年8月にパブリックコメントを行った。

4．製品3Rシステム高度化ワーキング・グループ

(1)検討内容

本ワーキング・グループでは、製品のライフサイクル全体において、天然資源消費量、廃棄物発生量及び環境負荷を最小化するような対応が可能となるよう、製品毎の3Rシステムの高度化を図るために必要な措置について検討を行い、平成17年8月に取りまとめを行った。

本取りまとめでは、製品3Rシステムの高度化を図る上で目指すべき社会像及び方向性を提示した上で、高度化の方向性として、希少性・有用性・有害性を持つ特定の物質情報をライフサイクルの各段階で管理できるよう、家電・パソコン等の製品について、製品含有物質の情報開示制度を導入するとともに、3R配慮設計・製造を推進するため、再生資源利用率等の製品の新たな評価軸や易解体性の表示方法等の統一化を図るための規格作成を進めることとした。さらに、これらの措置について、国際的な標準化に向けた対応を産業界と政府が連携して積極的に行っていくことを盛り込んだ。

(2)審議経過

平成17年1月～8月まで計7回実施し、同年8月に取りまとめを行った。
(平成17年4月の中間取りまとめに際してパブリックコメントを実施)

5．容器包装リサイクルワーキング・グループ

(1)検討状況

容器包装リサイクル法は、法施行後10年が経過する年度に制度の施行状況について評価・検討を行うことが法律の附則により定められており、この評価・検討の一環として、平成16年8月より本ワーキング・グループにおいて検討を開始した。中央環境審議会と合同で6回にわたり容器包装リサイクル法関係者等からのヒアリングを実施し、本年1月に論点整理、本年2月以降に論点整理で提示された個別論点に沿って、容器包装のリサイクルの促進だけでなく、リデュース・リユースの推進のため等の多様な施策について議論が行われた。

そして本年6月に中間取りまとめを行い、その後広く意見を求めるためにパブリックコメントを実施。これらの結果も踏まえつつ、同年9月から審議を再開し、年内目途の取りまとめに向けて審議を継続中。

(2)審議経過

平成16年8月～平成17年6月まで計18回実施し、同年6月に中間取りまとめ、同年7月にパブリックコメントを行った。

6．自動車リサイクルワーキング・グループ

(1) 検討状況

平成14年7月に成立した自動車リサイクル法については、本ワーキング・グループにおいて、施行に向けた課題について順次検討を行ってきた。同法は、平成17年1月に本格施行され、本年7月のワーキング・グループでは本法の施行状況について審議した。

(2) 審議経過

平成16年11月及び平成17年7月の2回実施。

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会の組織図

(平成17年10月13日現在)

